

中日本高速道路株式会社 工事及び調査等に関する監督及び検査要領

平成 20 年 3 月 25 日・中高技第 17 号

改正：平成 22 年 4 月 12 日・中高環第 5 号 (イ)

改正：平成 24 年 3 月 30 日 中高環第 17 号 (ロ)

環境・技術部長通達

中日本高速道路株式会社 工事及び調査等に関する監督及び検査要領を次のとおり定める。

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 監督 (第 2 条～第 10 条)
- 第 3 章 検査 (第 11 条～第 27 条)
- 第 4 章 その他 (第 28 条～第 29 条)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が請負契約を締結した工事（維持修繕作業を除く。以下同じ。）、並びに調査、設計、測量、試験及び研究（以下「調査等」という。）の契約履行に係る監督及び検査に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。(ロ)

第 2 章 監 督

(施行担当者)

第 2 条 契約責任者（中日本高速道路株式会社契約規則第 3 条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、工事及び調査等の実施を総括するための施行担当者を置く。

2 施行担当者は、次の各号に定める者とする。

- 一 本社（中日本高速道路株式会社組織規程（以下「組織規程」という。）第 2 条に規定する本部及び事業本部並びに事業部及び部をいう。以下同じ。）の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該業務の施行を担当するチームのリーダーとする。
- 二 支社（組織規程第 30 条に規定する支社をいう。以下同じ。）の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該支社の施行を担当する部の長とする。(イ) (ロ)
- 三 事務所等（組織規程第 38 条第 1 項に規定する事務所等をいう。以下同じ。）の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該事務所等の長とする。

(監 督 員)

第 3 条 契約責任者は、補助者として工事及び調査等の実施を監督するための監督員を置く。

2 監督員は、次の各号に定める者とする。

- 一 本社の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該契約責任者が自己の所属する部署の社員のうちから指名する者とする。
- 二 支社の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、次に掲げる者とする。
 - イ 事務所等の所掌に属する工事及び調査等にあつては、当該事務所等の長とする。(イ) (ロ)
 - ロ 事務所等の所掌に属さない工事及び調査等にあつては、契約責任者が当該支社の社員のうちから指名する者とする。
- 三 事務所等の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該契約責任者が当該事務所等の社員のうちから指名する者とする。

(副監督員、主任補助監督員及び補助監督員)

- 第4条** 監督員の事務を補助させるため、前条第2項第一号の場合にあつては、補助監督員を、同項第二号の場合における当該事務所等の長及び当該支社の社員が監督員の場合にあつては、主任補助監督員及び補助監督員を、同項第三号の場合にあつては、補助監督員を置く。ただし、同項第二号イの場合における当該事務所等の長が監督員の場合において監督員が必要と認めた場合には、副監督員を置くことができる。(イ) (ロ)
- 2 副監督員及び主任補助監督員は、前条第2項第二号イの場合にあつては、当該事務所等の社員のうちから、同号ロの場合にあつては、当該支社の社員のうちから、監督員が指名する。
 - 3 補助監督員は、前条第2項第一号の場合にあつては、監督員の所属する本社の部署の社員から、第二号ロの場合にあつては、監督員の所属する支社の社員から、同号イ及び第三号の場合にあつては、当該事務所等の社員から、監督員が指名する。

(管 理 員)

- 第5条** 管理員は、契約責任者が監督業務の一部を第三者に委託した場合に、当該第三者のうちから当該第三者が定めた管理技術者及び当該管理技術者の指示に従い業務を遂行する者とする。
- 2 前項の管理技術者は、主任管理員とする。

(指揮監督)

- 第6条** 監督員は、副監督員、主任補助監督員及び補助監督員を指揮監督する。
- 2 副監督員は、監督員を補佐し、主任補助監督員及び補助監督員の行う事務に関して必要な助言を行う。
 - 3 主任補助監督員は、補助監督員及び管理員の行う事務を総括する。

(監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び管理員の任務)

- 第7条** 監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び管理員は、工事にあつては工事現場の状況に、調査等にあつては調査等が行われる箇所の状況に精通し、請負契約書、図面、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)並びに入札者に対する指示書、割掛対象表、質問回答書及びこれらを補足する書類(以下これらを総称して「契約書類」という。)に基づいて工事及び調査等が完全に履行されるよう監督するものとし、これにより受注者(工事及び調査等請負契約書第10条に規定する現場代理人等を含む。)以

下同じ。)に必要な指示を与えなければならない。(ロ)

(監督員の権限の委任)

第8条 監督員は、契約書類で規定された権限の一部を、副監督員、主任補助監督員及び補助監督員に委任することができる。

(監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び主任管理員の通知)

第9条 契約責任者は、第3条第2項の規定により、監督員を指名したときは、当該監督員の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。(ロ)

2 監督員は、第4条第2項の規定により副監督員、主任補助監督員を指名したとき、同条第3項の規定により補助監督員を指名したとき及び前条の規定により権限の一部を委任したときは、その者の氏名及びその権限の内容を受注者に通知しなければならない。副監督員、主任補助監督員及び補助監督員を変更したときも同様とする。(ロ)

3 監督員は第5条の規定により管理員を配置するときは、その者の所属会社名及び主任管理員の氏名並びにその権限の内容を受注者に通知しなければならない。主任管理員を変更したときも同様とする。(ロ)

(副監督員及び主任補助監督員への委任の解除)

第10条 副監督員及び主任補助監督員に事故があるときは、監督員は第8条の規定に基づき委任した副監督員、主任補助監督員の権限を解除し、その事務を自ら行うものとし、その旨を受注者に通知しなければならない。(ロ)

第3章 検 査

(検 査)

第11条 この要領において検査とは、工事におけるしゅん功検査、一部しゅん功検査、品質管理中間検査、出来形部分検査及び部分使用検査並びに調査等における完了検査及び部分使用検査をいう。

(検査担当者)

第12条 契約責任者は、工事及び調査等における検査を行うために検査担当者を置く。

2 検査担当者は、次の各号に定める者とする。

一 本社の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該業務の契約を担当するチームのリーダーとする。

二 支社の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該支社の検査を担当する部長とする。

三 事務所等の契約責任者が契約した工事及び調査等にあつては、当該事務所等の長とする。

(検 査 員)

第13条 検査担当者は、補助者として工事及び調査等の検査をするための検査員を任命するもの

とする。なお、検査員の任命に係る辞令の交付は行わないものとする。

2 検査員は、次の各号に定める者とする。

一 本社の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、検査担当者が本社の社員のうち、当該工事及び調査等に係る監督員の所属する部署以外の社員から任命するものとし、そのうち1名を主任検査員として検査に関する事務について他の検査員を統轄させるものとする。

二 支社の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、検査担当者が当該支社の社員のうち、当該工事及び調査等に係る監督員の所属する部署以外の社員から任命するものとし、そのうち1名を主任検査員として検査に関する事務について他の検査員を統轄させるものとする。(イ) (ロ)

三 事務所等の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、検査担当者が当該事務所等の社員から任命するものとし、そのうち1名を主任検査員として検査に関する事務について他の検査員を統轄させるものとする。

3 支社の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、当該支社の検査担当者は、必要があるときは、当該支社以外の支社の長の同意を経て、当該他の支社の検査担当者に検査を依頼することができる。この場合において、依頼を受けた支社の検査担当者は、自己の所属する支社の社員のうちから検査員を任命するものとする。

(検査担当者が行う検査)

第14条 検査担当者が行う検査は、工事におけるしゅん功検査、一部しゅん功検査、品質管理中間検査並びに調査等における完了検査をいう。

2 しゅん功検査は、出来形部分検査及び部分使用検査並びに品質管理中間検査において検査した部分を含む完成したすべての工事について行うものとし、受注者からしゅん功届の提出を受けた日から起算して14日以内に行わなければならない。(ロ)

3 一部しゅん功検査は、工事の一部が可分のものである場合において、当該部分が完成し、かつ会社が当該部分の引渡しを必要とするとき当該部分について行う。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 品質管理中間検査は、次の各号によるものとする。

一 品質管理中間検査は、工事途中段階で必要に応じて、出来形部分検査及び部分使用検査において検査した部分を含むすべての工事について行うものとする。

二 品質管理中間検査は、原則として、支社の契約責任者が契約する工期が12ヶ月以上の工事、並びに全ての低入札工事を対象に行うものとする。ただし、その他の工事であっても支社又は事務所等の検査担当者が必要と認めた場合においては行うことができる。(イ) (ロ)

三 品質管理中間検査の回数は、次表によるものとするが、その工事の内容に応じて回数を増加できるものとする。(イ)

対象工事	回数
①支社の契約責任者が契約する工期が12ヶ月以上の工事（低入札工事以外）	原則1回
②低入札工事のうち、工期が12ヶ月未満の工事又は機器製作等を主体とする施設工事	原則1回以上
③低入札工事のうち、上記②に該当しない工事	原則2回以上
④上記各工事で評価結果が65点未満となった場合	上記に関わらず、複数回の実施ができるものとする。

- 四 品質管理中間検査を行う時期は、工事の内容及び進捗状況を勘案し、施行担当者と検査担当者との調整により決定するものとする。
- 五 品質管理中間検査は、抜き打ちで行うことができるものとする。
- 六 品質管理中間検査の結果は、当該工事の工事成績評価に適切に反映するものとする。
- 5 調査等における完了検査は、部分使用検査において検査した部分を含む完成したすべての調査等について行うものとし、受注者から完了届の提出を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。(ロ)

(検査担当者が行う検査の依頼)

第15条 本社又は支社の契約責任者が契約する工事及び調査等の検査担当者が行う検査にあつては、次の各号によるものとする。

- 一 契約責任者は、受注者からしゅん功届及び一部しゅん功届並びに完了届が提出されたときは、検査担当者に検査を依頼しなければならない。(ロ)
 - 二 検査担当者は契約責任者から検査の依頼を受けたときは、検査を実施しなければならない。
- 2 事務所等の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、契約責任者は、受注者からしゅん功届及び一部しゅん功届並びに完了届が提出されたときは、検査を実施しなければならない。この場合においては、検査依頼は省略するものとする。(ロ)

(検査担当者が行う検査の実施に関する伝達)

第16条 本社の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、次の各号によるものとする。

- 一 検査担当者は、検査の実施日並びに第13条第2項第一号の規定に基づき任命した検査員名を監督員に伝達するものとする。
 - 二 監督員は、検査を行う旨及び実施日並びに検査員名を受注者に伝達するものとする。(ロ)
- 2 支社の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、次の各号によるものとする。
- 一 検査担当者は、検査の実施日並びに第13条第2項第二号の規定に基づき任命した検査員名を監督員に伝達するものとする。
 - 二 監督員は、検査を行う旨及び実施日並びに検査員名を受注者に伝達するものとする。ただし、第14条第4項第五号の規定による場合は、伝達を行わないものとする。(ロ)
- 3 事務所等の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、次の各号によるものとする。

- 一 検査担当者は、検査の実施日並びに第13条第2項第三号の規定に基づき任命した検査員名を監督員に伝達するものとする。
- 二 監督員は、検査を行う旨及び実施日並びに検査員名を受注者に伝達するものとする。ただし、第14条第4項第五号の規定による場合は、伝達を行わないものとする。(ロ)

(検査担当者が行う検査に対する協力等)

第17条 検査員は、検査の実施のため必要があると認めるときは、監督員に書類及び物件の提示若しくは事実の説明を求め、又は人員、資器材等の提供を要求することができるものとする。

(検査担当者が行う検査の内容)

第18条 しゅん功検査及び一部しゅん功検査並びに完了検査は、当該工事及び調査等の出来形等を対象とし、第7条に規定する契約書類と対比してその適否を判定するものとする。

- 2 品質管理中間検査は、当該工事の途中段階における品質管理等について、第7条に規定する契約書類と対比して、点検及び評価を行うものとする。
- 3 検査員は、工事においては、前2項に規定する検査のほか、次の各号に掲げる事項についても検査を行うものとする。
 - 一 工事の監督状況（工事打合せ事項及び指示事項の適否を含む。）
 - 二 工事の進捗状況
 - 三 工食用材料、貸与機械等の保管、整備等の状況及び解体材等の処理状況
 - 四 施工管理試験結果
 - 五 低入札工事の施工体制
 - 六 VE提案や総合評価方式等の提案事項の履行状況
 - 七 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 検査員は、調査等においては、第1項に規定する検査のほか、次の各号に掲げる事項についても検査を行うものとする。
 - 一 調査等の監督状況（調査等の打合せ事項及び指示事項の適否を含む。）
 - 二 調査等の進捗状況
 - 三 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(検査担当者が行う検査に係る立会)

第19条 本社の契約責任者が契約する工事及び調査等においては、検査員は工事におけるしゅん功検査及び一部しゅん功検査並びに調査等における完了検査の際、原則として、監督員及び補助監督員を立会させなければならない。

- 2 支社の契約責任者が契約する工事及び調査等においては、検査員は工事におけるしゅん功検査、一部しゅん功検査及び品質管理中間検査並びに調査等における完了検査の際、原則として、次の各号に掲げる者を立会させなければならない。
 - 一 事務所等の所掌に属する工事及び調査等にあつては、施行を担当する部の社員、監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び管理員
 - 二 事務所等の所掌に属さない工事及び調査等にあつては、監督員、主任補助監督員、補助監

督員及び管理員

- 3 事務所等の契約責任者が契約する工事及び調査等においては、検査員は、工事におけるしゅん功検査、一部しゅん功検査及び品質管理中間検査並びに調査等における完了検査の際、原則として、監督員、補助監督員及び管理員を立会させなければならない。

(検査担当者が行う検査に係る修正又は補完)

第20条 主任検査員は、工事におけるしゅん功検査及び一部しゅん功検査並びに調査等における完了検査の結果、工事及び調査等の出来形等について修正又は補完を要すると認めた場合は、次の各号によるものとする。

- 一 本社又は支社の契約責任者が契約する工事及び調査等においては、その旨を検査担当者に報告し、検査担当者はこれらを契約責任者に通知しなければならない。ただし、軽微な修正又は補完については、主任検査員が受注者に対し期限を定めて修正又は補完を命ずるよう指示することができるものとし、当該命令を第3項に規定する修正又は補完の請求とみなす。この場合の検査については、監督員に委任することができるものとする。(ロ)
 - 二 事務所等の契約責任者が契約する工事及び調査等においては、その旨を契約責任者に報告しなければならない。ただし、軽微な修正又は補完については、主任検査員が受注者に対し期限を定めて修正又は補完を命ずるよう指示することができるものとし、当該命令を第3項に規定する修正又は補完の請求とみなす。この場合の検査については、監督員に委任することができるものとする。(ロ)
- 2 主任検査員は、品質管理中間検査の結果、修正又は補完が必要な場合は、次の各号によるものとする。(ロ)
 - 一 支社の契約責任者が契約する工事においては、重大な修正又は補完が必要と認めた場合は、その旨を検査担当者に報告し、検査担当者はこれらを契約責任者に通知しなければならない。ただし、軽微な修正又は補完といった改善措置が必要な場合は、主任検査員が監督員に対し改善指導を行うものとし、監督員は受注者に対し遅滞なく改善指示を行うものとする。この場合にあつては、監督員が指示事項について改善確認をし、その結果を検査担当者に報告するものとする。(ロ)
 - 二 事務所等の契約責任者が契約する工事においては、前項に準じるものとする。なお、重大な修正又は補完が必要と認めた場合における、契約責任者への通知は省略するものとする。
 - 3 契約責任者は、前2項の通知又は報告を受けたときは、次の各号によるものとする。
 - 一 第1項の通知又は報告を受けたときは、受注者に修正又は補完に係る内容を通知するとともに、契約不履行と判断してしゅん功届を返却しなければならない。
 - 二 第2項の通知又は報告を受けたときは、受注者に期限を定めて修正又は補完を請求しなければならない。(ロ)
 - 4 検査担当者は、前項第二号の修正又は補完が完了したときは、直ちに当該修正又は補完を完了した部分につき検査しなければならない。(ロ)

(検査担当者が行う検査の復命)

第21条 主任検査員は、所定の検査を完了したときは、速やかに、工事にあつては、しゅん功検

査（一部しゅん功検査）調書（別記様式第1号）又は品質管理中間検査調書（別記様式第2号）、調査等にあつては、完了検査調書（別記様式第3号）を作成し、検査担当者に復命しなければならない。（イ）（ロ）

- 2 主任検査員は、前項の復命を行ったのち、同項に規定する調書の写しを施行担当者へ提出するものとする。

（検査担当者が行う検査の契約責任者への通知）

第22条 検査担当者は、前条の復命を受けたときは、速やかに検査結果通知書に前条に規定する検査調書を添付の上、契約責任者に通知しなければならない。

- 2 第12条第2項第三号に掲げる事務所等の検査担当者が検査する工事及び調査等にあつては、検査担当者は事務所等の契約責任者へ検査結果を通知することを省略するものとする。

（監督員が行う検査）

第23条 監督員が行う検査は、工事にあつては出来形部分検査及び部分使用検査を、調査等にあつては部分使用検査をいう。

- 2 工事における出来形部分検査は、工事請負契約書第37条の規定に基づき、受注者から提出された工事出来形部分検査願に係る工事について行う。（ロ）
- 3 工事及び調査等における部分使用検査は、工事及び調査等の施行の途中において、施行担当者が部分使用のため必要と認めた場合に当該工事及び調査等について行う。
- 4 第1項の検査の検査担当者は、第12条の規定に係らず監督員とする。（ロ）
- 5 検査員は、第13条の規定に係らず副監督員、主任補助監督員、補助監督員又は監督員が所属する部署の社員のうちから任命するものとし、主任検査員は、当該検査員のうちから検査担当者が指名した者とする。なお、検査員の任命に係る辞令の交付は行わないものとする。（ロ）

（監督員が行う検査の実施に関する伝達）

第24条 監督員は、検査を行う旨及び実施日並びに検査員名を受注者に伝達するものとする。（ロ）

（監督員が行う検査の内容）

第25条 監督員が行う検査の内容は、第18条に規定する内容を準用するものとする。

（監督員が行う検査の報告）

第26条 本社又は支社の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、第23条第4項に規定する検査担当者は、同条第5項に規定する主任検査員より所定の検査の結果報告を受けた後、工事においては出来形部分検査調書（別記様式第4号の1）及びこれに添付する出来形部分検査内訳書（別記様式第4号の2）並びに部分使用検査調書（別記様式第5号の1）、調査等においては部分使用検査調書（別記様式第5号の2）を作成し、当該施行担当者に報告するものとする。（ロ）

- 2 事務所等の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、第23条第5項に規定する主任検査員は、所定の検査を完了した後、工事においては出来形部分検査調書（別記様式第4号の

1) 及びこれに添付する出来形部分検査内訳書（別記様式第4号の2）並びに部分使用検査調書（別記様式第5号の1）、調査等においては部分使用検査調書（別記様式第5号の2）を作成し、当該施行担当者に報告するものとする。

（監督員が行う検査結果の契約責任者への通知）

第27条 本社又は支社の契約責任者が契約する工事及び調査等にあつては、施行担当者は、前条の報告を受けたときは、速やかに検査結果通知書に前条に規定する検査調書を添付の上、契約責任者に通知しなければならない。ただし、工事における部分使用検査調書（別記様式第5号の1）及び調査等における部分使用検査調書（別記様式第5号の2）の別紙内訳書の添付は、省略するものとする。（ロ）

2 事務所等の契約責任者が契約する工事及び調査等においては、主任検査員は事務所等の契約責任者への検査結果の通知を省略するものとする。

第4章 その他

（様 式）

第28条 この要領において、しゅん功届及び完了届その他の書類の様式について定めがないものにあつては、現に効力を有する規則及び通達で規定されている様式によるものとする。

（実施細則）

第29条 この通達を実施するため、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この通達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通達は、関連事業部門の所掌する工事及び調査等には、適用しないものとする。
- 3 この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(イ)
- 4 この通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(ロ)

(参考)

	契約責任者	検査担当者	施行担当者	監督員
本 社	事業部長、部長 又はセンター長	契約を担当する チームのリーダー	施行を担当する チームのリーダー	施行を担当する チームのサブリーダー
支 社	支社長	環境・ 技術管理部長	施行を担当する 部の長	所 長 (事務所等の所 掌に属する工 事・調査等)
				施行を担当する チームのリーダー (事務所等の 所掌に属さない 工事・調査等)
事務所等	所 長	所 長	所 長	課長、工事長

(イ) (ロ)